

## 不祥事再発防止対策のこれまでの取り組み

## (1) 不祥事の発生時期と再発防止取り組み時期

	①収賄事件	②詐欺事件	③競売入札妨害事件	不祥事再発防止対策
20年12月頃		事件発生		
21年5月頃		↓	事件発生	
21年7月頃	事件発生	↓	↓	
	↓	↓	↓	
21年11月	発覚、逮捕	↓	↓	
21年11月		↓	↓	不祥事防止対策検討会発足
		↓	↓	
22年3月		発覚、逮捕	↓	不祥事再発防止対策計画書作成
22年5月			↓ 事件発生	不祥事再発防止対策評価会発足
23年10月			発覚、逮捕	
24年3月				桑名市職員倫理審査会条例制定

平成22年3月に桑名市不祥事再発防止対策計画書を策定し、下記の「4本の基本方針」に沿って、平成22年4月から「不祥事再発防止対策行動計画」を各所属で作成し、実施している。

## ①公務員としての倫理意識の徹底

- ・管理職向けの公務員倫理研修（24年1月16日、17日に実施）のほか、一般職員（全職員）向け公務員倫理研修を23年11月に実施した。
- ・服務規律について各課で毎月1回、研修を実施する。
- ・公益通報制度を導入する。

## ②工事執行システムの改善

- ・入札制度の検証をする  
入札調査委員会に外部の方を加え、最低制限価格設定方法などを検証する

## ③組織の活性化

- ・事務改善意識の強化  
ジョブローテーション、業務マニュアル作成・見直しなどが未実施の部署において実施する。

## ④職場風土改革

- ・報告・連絡・相談の徹底  
「利害関係者との接触の届出」「利害関係者からの不当要求の報告」の徹底  
(桑名市職員倫理規程)
- ・毎週1回職場内清掃を行う。
- ・市役所の玄関で朝、あいさつ運動を各課が分担して実施する。

## 桑名市不祥事再発防止対策評価会

桑名市不祥事再発防止対策計画書の見直しや行動計画に基づく実施結果報告について検証を行うため設置し4回開催した。

第1回 H22.5    第2回 H22.12    第3回 H23.5    第4回 H23.10

## 桑名市職員倫理条例（案）

## （目的）

第 1 条 この条例は、本市の職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の公務員としての倫理（以下「職員倫理」という。）の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務及び職員に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 副市長、常勤の監査委員、地方公営企業の管理者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。
  - (2) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者（同条第 2 項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。
  - (3) 管理職員 桑名市職員給与条例（平成 16 年桑名市条例第 46 号）別表第 1 に掲げる職務の級 6 級以上に属する職員、別表第 2 に掲げる職務の級 7 級に属する職員及び別表第 3 に掲げる職務の級 3 級に属する職員をいう。
  - (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第 4 号の事業者等とみなす。

## （職員が遵守すべき職員倫理の原則）

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、職務の執行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に一切応じてはならない。
- 5 職員は、職務外においても、法令遵守に努め、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

## （任命権者の責務）

第4条 任命権者は、職員の行為が公務に対する市民の疑惑や不信を招くことのないよう常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修等職員倫理の保持に資するため必要な措置を講じなければならない。

(管理職員の責務)

第5条 管理職員は、率先垂範して公務員としての倫理の高揚に努めるとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員に対し倫理の保持のために必要な指導及び助言をしなければならない。

倫理監督者⇒管理職  
他の呼び方?

(職員倫理規則)

第6条 市長は、第3条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(贈与等の報告)

第7条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限り。)は、職員倫理規則で定めるところにより贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書が提出されたときは、当該贈与等報告書の写しを桑名市職員倫理審査会に提出しなければならない。

(贈与等報告書の保存及び閲覧)

第8条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、これを提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書の閲覧を請求することができる。

(桑名市職員倫理審査会の設置及び組織)

第9条 職員倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、桑名市職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員倫理に関する例規の制定又は改廃に関し、意見を述べること。
- (2) 任命権者から提出された贈与等報告書に関し、意見を述べること。
- (3) 不祥事再発防止対策に関する評価、検証及び見直しに関し、意見を述べること。
- (4) 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、任命権者から諮問を受けたことについて意見を述べること。

3 審査会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 部長又はこれと同等以上の職にある者
- (2) 職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する識見を有する者

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長等)

第10条 審査会に会長を1名置く。

2 会長は、前条第3項第2号の規定により委嘱された委員のうちから互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議等)

第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

④ 会長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

5 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、必要な書類の提出を求めることができる

6 審査会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(倫理の保持に関する調査)

第12条 任命権者は、職員に職員倫理に関する例規に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあると思料する場合で必要と認めるときは、当該行為に関して必要な調査を行うものとする。

(違反行為があった場合の措置)

第13条 任命権者は、職員が違反行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第14条 市長は、毎年、職員倫理の保持に関する状況について公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(条例の廃止)

2 桑名市職員倫理審査会条例（平成 24 年桑名市条例第 2 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に桑名市職員倫理審査会の委員である者は、この条例の規定による委員とみなす。

# 桑名市職員倫理条例(案)の解説

## 第1条 目的

職員は市民全体の奉仕者であり、職務遂行の公平・公正を職員の倫理で保持し、もって疑惑や不信感の防止と信頼の確保を図るための基本的な考え方を示しています。

## 第2条 定義

- ① 条例の対象職員は、副市長、常勤の監査委員、上下水道部事業管理者および地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員を対象として、現在定められています桑名市職員倫理審査会条例における「職員」と同じ対象者としています。
- ② 任命権者とは、職員に対して人事権を有する者であり、各行政委員会の長がこれにあたります。具体的には、地方公務員法第6条に規定している市長をはじめ、議会の議長、代表監査委員などがこれにあたります。
- ③ 管理職員とは、桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号）別表第1に掲げる職務の級6級以上に属する職員、別表第2に掲げる職務の級7級に属する職員及び別表第3に掲げる職務の級3級に属する職員をいいます。いわゆる課長、部長などの「管理職」にあたります。

## 第3条 職員が遵守すべき職員倫理の原則

職員は、市民全体の奉仕者として、公共の利益のために職務を遂行するための原則を具体的に示しています。

- ①市民全体の奉仕者
- ②公私の別の明確化、職務や地位の私的利用の禁止
- ③権限行使における、利害関係者からの贈与等を受けるなど市民から疑惑や不信を招く行為の禁止
- ④職務執行に当たり法令や職務上の義務違反の禁止
- ⑤職務外における法令遵守、公務員としての自覚

を規定しており、資料4 桑名市職員倫理規程第2条を受けて規定しています。

## 第4条 任命権者の責務

任命権者は、自身の組織の倫理保持に関する最高責任者として、職員に対する意識啓発や研修など職員倫理の保持のために必要な措置を講ずる必要があることを規定しています。

## 第5条 管理職員の責務

実際に職員の職務行動を把握できる管理職員は、その職務の重要性を自覚し、部下職員に対して必要な指導助言を行うとともに、良好な職場風土の形成に努める必要があることを規定しており、資料4 桑名市職員倫理規程第3条を受けて規定しています。

## 第 6 条 職員倫理規則

市長は、第 3 条に規定する倫理原則を踏まえて職員倫理規則を定めることを規定しています。

第 15 条の「委任」とは別に、条文として規定することで、条例化した意義を補完しようとしています。なお、規則の制定、改廃については職員倫理審査会の意見を聞くことで、客観性を担保しています。

職員倫理規則には、職員と利害関係者との間に市民からの疑惑や不信を招くような行為を規制する事項を定めなければならないことも規定しています。

## 第 7 条 贈与等の報告

- ①職員は、事業者等から、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は供応接待を受けたときは、1 件につき 5,000 円を超える場合に、贈与等報告書を任命権者に提出しなければなりません。
- ②任命権者は、職員から贈与等報告書の提出があったときは、その写しを倫理審査会に提出することで、抑止効果を推進し、客観性と透明性が確保されることが期待できます。

## 第 8 条 贈与等報告書の保存及び閲覧

- ①任命権者は、贈与等報告書を受理したときは、その提出期限の日から起算して 5 年間、保存しなければなりません。
- ②市民等から保存されている贈与等申告書の閲覧の請求があった場合は、これを開示することで透明性の確保のみならず、不正の抑制にもつながります。

## 第9条 桑名市職員倫理審査会の設置 及び組織

### 第10条 審査会の会長等

### 第11条 審査会の会議等

現在、制定されている「桑名市職員倫理審査会条例」を廃止し、その規定をここに移して定めようとするものです。

倫理審査会の所掌事務については、現行条例では、第1号に「職員の倫理に関する条例の制定又は改廃に関すること」を定めていますがこの条例案では第1号として「職員倫理に関する例規の制定又は改廃に関すること」を入れ、倫理条例以外にも職員の倫理に関する例規の制定や改廃についてもご意見をいただくこととなっています。

第2号では「任命権者から提出された贈与等報告書に関し、意見を述べること」を追加しており、第7条の「贈与等の報告書の提出」の規定に基づく、所掌事務を付け加えています。

第9条から第11条までの規定については、地方自治法第138条の4の規定により、条例で定めなければならない規定となっています。

## 第12条 倫理の保持に関する調査

任命権者は、職員の倫理に関する例規（条例や規則など）に違反する行為を行った疑いがあると思料したときは、調査を行うものとして規定しており、資料4 桑名市職員倫理規程第8条を受けて規定しています。

## 第13条 違反行為があった場合の措置

職員は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他人事管理上必要な措置を受けることになることを規定しており、資料4桑名市職員倫理規程第10条を受けて規定しています。

この条については、懲戒処分等の罰則に関することを規定することにより、違反者に対して強い意志をもって措置していくということを示すために規定するものです。

## 第14条 公表

市長は、毎年、職員倫理の保持に関する状況について公表するものとしています。

具体的には、第7条の贈与等の報告書の提出状況や不祥事再発防止行動計画に関わることなどを公表するものです。

## 第15条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

第6条に規定しています「職員倫理規則」の他にも、この条例の施行に関し必要な事項は必要に応じ別の規則を定めることができるということの規定しています。

# 桑名市職員倫理規程

資料4

	桑名市職員倫理規程	規定する例規
目的	第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する桑名市職員(嘱託職員及び臨時職員を除く。以下「職員」という。)が市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、利害関係者(次条において規定する「利害関係者」をいう。)との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより職務の執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。	条例第1条
職員が遵守すべき職務に係る倫理原則	第2条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。	条例第3条第1項
	2 職員は、自らの行動が公務に対する信頼に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならない。	条例第3条第2項
	3 職員は、自己の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るもの(以下「利害関係者」という。)との接触に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。	条例第3条第3項
管理職員の責務	第3条 桑名市職員給与条例(平成16年桑名市条例第46号)別表第1に掲げる職務の級6級以上に属する職員、別表第2に掲げる職務の級7級に属する職員及び別表第3に掲げる職務の級3級に属する職員(以下これらを「管理職員」という。)は、特にその職責を自覚し、公正な職務の執行及び厳正な服務規律の確保のため自らが率先垂範しなければならない。	条例第5条
	2 管理職員は、各職場におけるこの訓令の遵守及び服務規律の確保に関し、常に注意を払い、職場研修の実施等により職員相互の注意の喚起を促すとともに、職員に対して必要な助言及び指導をし、並びに職員の相談に応じなければならない。	条例第5条
利害関係者との接触に関する規制	第4条 職員は、利害関係者との間で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係その他私的な関係に基づく行為であって職務に関係しないものは、この限りでない。	規則で規定
	(1) 会食(パーティーを含む。)をすること。	規則で規定
	(2) 遊技(スポーツを含む。)又は旅行をすること。	規則で規定
	(3) 転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。	規則で規定
	(4) 中元、歳暮、年賀等の贈答品(広く配布される宣伝広告用のものを除く。)を受けること。	規則で規定
	(5) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬又は謝礼を受けること。	規則で規定
	(6) 金銭(祝儀、見舞い等を含む。)、小切手、商品券等の贈与を受けること。	規則で規定
	(7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。	規則で規定
	(8) 適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。	規則で規定
	(9) 適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の譲渡又は貸与を受けること。	規則で規定
	(10) 前各号に掲げるもののほか、接待又は利益若しくは便宜の供与(社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。)を受けること。	規則で規定
	2 前項各号に掲げる行為は、同項の適用を免れる目的をもって私的な交際、社交儀礼行為、勉強会、研究会、講演会等を名目として行われるものを含むものとする。	規則で規定
	3 第1項の規定は、職務の執行に当たり必要な会議に伴ってする会食、適正な対価を支払ってする会食その他職務の執行の公正さを損なうおそれのないと認められる行為であって、次の各号に掲げる場合には適用しないものとする。	規則で規定
(1) 職務上の必要から、外部との懇談等に係る経費の執行基準に基づき公費の支出が行われる場合	規則で規定	
(2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める者(以下「服務管理者」という。)に対して事前に利害関係者との接触等に関する届出書(様式第1号)を提出し、了承を得た場合 ア 次長以下の職員にあっては、所属の長 イ 部長又はこれと同等の職にある職員にあっては、任命権者又は任命権者の命を受けた者	規則で規定	
(3) やむを得ない事情により前号の届出をすることができない場合にあっては、同号に掲げる区分に応じ、事後速やかに同号の届出書を提出し、了承を得たとき。	規則で規定	

# 桑名市職員倫理規程

資料4

	桑名市職員倫理規程	規定する例規
	(4) 服務管理者は、職員から第2号の届出書の提出を受けた場合、当該届出書の写しを保管し、人事担当課へ提出するものとする。	規則で規定
官公庁、特殊法人等との接触	第5条 職員は、国、県、他の地方公共団体、特殊法人その他の政府関係機関の職員と接触する場合には、職務上の必要性に留意し、市民の疑惑又は不信を招くような行為を行ってはならない。	規則で規定
倫理委員会の設置	第6条 本市における公務員倫理の保持及び確保を図るため、桑名市職員倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。	条例第9条、第10条、第11条
倫理委員会の組織等	第7条 倫理委員会は、委員長及び委員6人以内をもって組織する。 2 委員長は、副市長をもって充てる。 3 委員は、部長又はこれと同等の職にある者のうちから委員長が任命する。 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 5 倫理委員会に必要に応じて事案を審議するため、委員長が指名する臨時委員を置くことができる。 6 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、審議するものとする。 (1) この訓令の遵守に関すること。 (2) この訓令の違反行為等の事情聴取等に関すること。 (3) 倫理の保持及び確保に関すること。 (4) 職員に対する研修及び啓発に関すること。 (5) 本市に関係する業者等への指導及び啓発に関すること。 (6) 前各号に定めるもののほか、服務規律等の確保に関すること。 7 倫理委員会の事務は、市長公室人事課において処理する。 8 前各項に定めるもののほか、倫理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。	条例第9条、第10条、第11条
違反者に対する措置	第8条 第4条又は第5条の規定に職員が違反するおそれがあると認めるときは、当該職員の服務管理者は、人事担当課と連絡し、速やかに実情の調査をするとともに、倫理委員会に報告しなければならない。	条例第12条
	2 倫理委員会は、前項の報告があった場合において、職員に第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由があると認めるときは、人事担当課と連携して、速やかに事情聴取等を行うものとする。	条例第12条
	3 倫理委員会は、前項の聴取結果について審議し、当該職員が第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと認めた場合においては、任命権者にその旨を報告しなければならない。	条例第12条
利害関係者の不当要求に対する措置	第9条 職員は、職務の執行に当たり、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に一切応じてはならない。	条例第3条第4項
	2 職員は、前項の要求を受けたときは、速やかに利害関係者からの不当要求報告書(様式第2号)により服務管理者に報告しなければならない。	規則で規定
	3 服務管理者は、前項の報告を受けたときは、人事担当課と連絡した上で、倫理委員会に報告するものとする。	規則で規定
	4 倫理委員会は、前項の報告を受けた場合は、速やかに事情聴取等を行うとともに、その対応等について審議の上、当該服務管理者に対して適法かつ公正な職務の執行を図るための必要な措置を指示することができる。	規則で規定
違反行為に対する措置	第10条 任命権者は、職員がこの訓令に違反する行為を行ったと認めた場合は、その違反の程度に応じ、法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ず	条例第13条

職員倫理条例の骨子(他市との比較)

桑名市職員倫理条例(案)	石垣市職員倫理条例	国分寺市職員倫理条例	東大阪市職員倫理条例	岐阜市職員倫理条例
目的	目的	目的	目的	目的
定義	定義等	定義等	定義等	定義等
職員が遵守すべき職員倫理の原則	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則	職員倫理基準	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則
任命権者の責務	任命権者の責務	任命権者の責務	任命権者の責務等	任命権者の責務等
管理職員の責務	管理監督者の責務			
職員倫理規則	職員倫理規則	職員の責務	職員倫理規則	職員倫理規則
贈与等の報告	贈与等の報告	贈与等の報告	贈与等の報告	贈与等の報告
贈与等報告書の保存及び閲覧	贈与等の報告書の閲覧	贈与等報告書の保存及び閲覧	贈与等報告書の保存及び閲覧	報告書の保存及び閲覧
桑名市職員倫理審査会の設置及び組織 審査会の会長等 審査会の会議等	職員倫理審査会	職員倫理審査会の設置及び組織 審査会の会議等	職員倫理委員会	職員倫理審査会
倫理の保持に関する調査			倫理監督者	倫理監督者
違反行為があった場合の措置	違反職員に対する措置			
公表	公表	公表		
委任	規則への委任	委任	委任	委任
	要望等への対応の基本原則 警告又は措置 公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合等の報告等	禁止行為 私的な関係による禁止行為の例外 利害関係者以外の者等との間における禁止行為		

○禁止行為をいふ? ←  
7438  
7439